

土木設計マニュアル I（積算編）の名称変更及び改訂 → 土木設計施工マニュアル（積算編）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第3章 設計図面作成要領</p>	<p>第3章 設計図面の作成要領</p>
<p>3-1 適用範囲 P 3-1</p>	
<p>3-2 図面等の種類 P 3-1</p>	
<p>3-3 図面の大きさ P 3-1</p>	
<p>3-4 図面の正位 P 3-2</p>	
<p>3-5 原図 P 3-2</p>	
<p>3-6 図面の折りたたみ P 3-2</p>	
<p>3-7 表題欄 P 3-2</p>	
<p>3-8 文字（数字を含む） P 3-4</p>	
<p>3-9 図面目録 P 3-5</p>	
<p>3-10 作成部数 P 3-6</p>	

改正後（新）

3-1 適用範囲

設計図面は、本要領により作成する。

（解説）

1. 設計製図は、本要領によるほか、JIS A 0101「土木製図通則」土木学会制定「土木製図基準」による。
2. 建設省土木構造物標準設計に収録されている場合は、その呼び名を明示することにより構造物等を省略することができる。
3. 添付図面は陽画焼付紙、または複写紙を使用する。
4. CADによる図面の作成については、本要領に記載のないものは国土交通省制定「CAD製図基準(案)」を準用する。

3-2 図面等の種類（略）

3-3 図面の大きさ

1. 原図（設計業務委託等成果）の大きさはA-1版を標準とし、長手方向には必要に応じて延長することができる。
2. 発注図面（設計図）の大きさはA-3版（縮小版）を標準とする。ただし、平面図、縦断図、標準横断図等の全体図及び縮小版では判読不能となる図面については、A-1版を使用してもよい。
3. 上記によることが適切でない場合は、この限りではない。

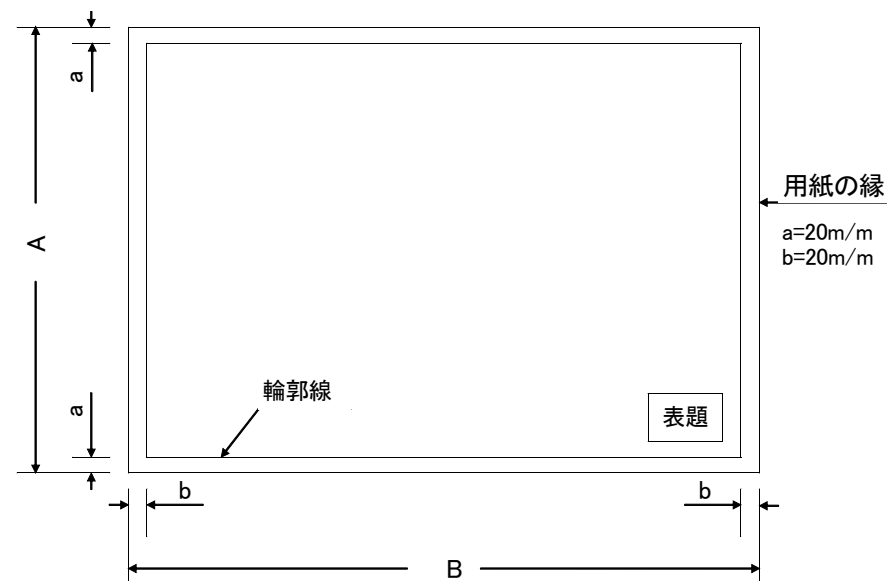


図3-1 道路、河川、砂防、ダム、港湾、県単、その他

改正前（旧）

3-1 適用範囲

設計図面は、本要領により作成する。

（解説）

1. 設計製図は、本要領によるほか、JIS A 0101「土木製図通則」土木学会制定「土木製図基準」による。
2. 建設省土木構造物標準設計に収録されている場合は、その呼び名を明示することにより構造物等を省略することができる。
3. 添付図面は陽画焼付紙、または複写紙を使用する。

3-2 図面等の種類（略）

3-3 図面の大きさ

1. 図面の仕上がり寸法は表3-1に示すものとし、A-2版を標準とする。ただし、長手方向には必要に応じて延長することができる。
2. 工事内容に応じて、判読可能なものは、縮小図（A-3版程度、両面）とする。
3. 上記によることが適切でない場合は、この限りではない。

表3-1 図面の寸法

	A-0	A-1	A-2	A-3	B-1	B-2
A(mm)	841	594	420	297	728	515
B(mm)	1,189	841	594	420	1,030	728

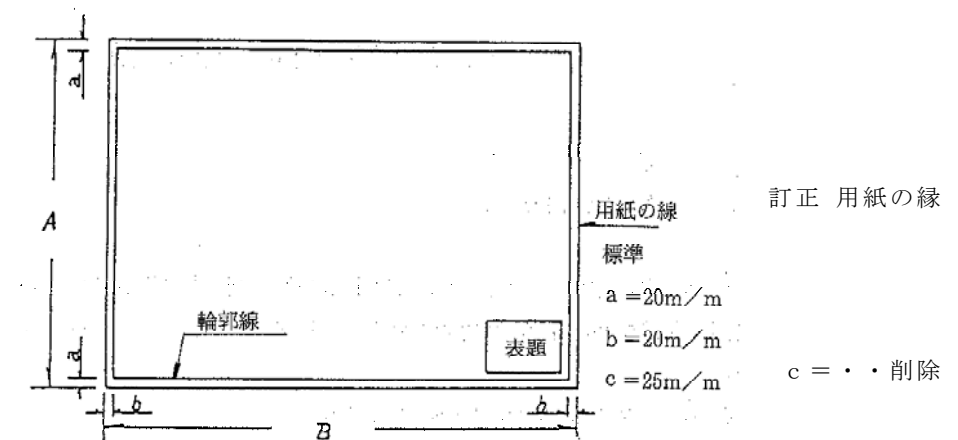


図3-1 道路、河川、砂防、ダム、港湾、県単、その他

改正後（新）

3-4 図面の正位（略）

3-5 原図

原図は青写真切取線（図面仕上げ寸法）のほか、a、bの間隔をとり、原図の破損を防護するものとし、紙質はマイラー（200番程度）又は、艶消中厚いトレーシングペーパーを標準とする。

第二原図を作成する場合は、トレーシングペーパーを原則とし、設計変更時には改めて原図を作成しない。

3-6 図面の折りたたみ（略）

3-7 表題欄（略）

3-8 文字（数字を含む）（略）

3-9 図面目録

図面袋には、下表に示す図面目録を添付する。

設計変更時は変更する図面のみを作成し、変更内容を図面目録に明示する。また、原図は発注原図を修正することを原則とし極力第2原図を作成しないように心がける。変更のない図面は、必要に応じて当初図面を複写して添付する。

表 3-1 図面目録（当初設計の例）

図面目録				
工事番号	国道改〇-〇-〇〇〇号			
工事名	□□地区道路改良工事			
図面名	図面番号	葉数	図面サイズ	縮尺
平面図	1	1	A1	1/1000
縦断図	2	1	A1	1/200
〇〇図	3~7	5	A3(縮小版)	図示の1/2
〇〇図	8~9	2	A3(縮小版)	図示の1/2
〇〇図	10	1	A3(縮小版)	図示の1/2
〇〇図	11~12	2	A1	図示
計	全12葉			

改正前（旧）

3-4 図面の正位（略）

3-5 原図の大きさ、紙質

原図には、青写真切取線（図面仕上げ寸法）のほか、a、bの間隔をとり、原図の破損を防護する。

トレースの紙質は、下記のとおりとし、トレーシングペーパーにおいては縁を保護する。

平面図 マイラー（200番程度）

その他の図面 マイラー（200番程度）

又は、艶消中厚いトレーシングペーパー及び上記同等程度の第2原図

3-6 図面の折りたたみ（略）

3-7 表題欄（略）

3-8 文字（数字を含む）（略）

3-9 図面の袋入

図面袋又は成果品箱の表面には、添付図面の内容を、次の様式により記入又は添付する。

表 3-2

工事名		
図面名	図面番号	葉数
位置図	1	1
平面図	2	1
〇〇図	3~5	3
〇〇図	6~8	3
〇〇図	9	3
〇〇図	10	1
〇〇図	11~12	2
計	全12葉	

設計成果品は製本又は箱入りとし、上記の様式により記入したものを箱の蓋の裏側に添付するものとする。

工事発注図面の場合は袋入とし、上記の様式により記入したものを袋の面に添付する。

改正後（新）

改正前（旧）

表 3-2 図面目録（設計変更の例）

図面目録（第1回変更）					
工事番号	国道改〇-〇-〇〇〇号				
工事名	〇〇地区道路改良工事				
図面名	図面番号	葉数	図面サイズ	縮尺	備考
平面図	1	1	A1	1/1000	
	1	1			
縦断図	2	1	A1	1/200	
	2	1			
〇〇図	3~7	5	A3(縮小版)	図示の1/2	
	3~7	7			4.1,4.2 新規追加
〇〇図	8~9	2	A3(縮小版)	図示の1/2	
	8~9	2			8 変更
〇〇図	10	1	A3(縮小版)	図示の1/2	
	10	1			
〇〇図	11~12	2	A1	図示	
	11~12	2			
計	全12葉				
	全14葉				

上段：当初，下段：第1回変更

3-10 作成部数

作成部数は、下表を標準とする。ただし、状況に応じて適宜数量増減してもよい。

中略

「設計図書等に関する質問書・回答書」により質問があった場合、監督職員は設計書、設計図書（仕様書等）を参照し回答する。閲覧後不要となった設計図面は監督職員(控)として工事監督・設計変更作業等に利用する。

3-10 作成部数

作成部数は、下表を標準とする。ただし、適正な閲覧ができるよう適宜数量増刷することができる。

中略

閲覧時「設計図書等に関する質問書・回答書」により質問があった場合、監督職員は設計書・仕様書（発注者保管）を参照し回答する。閲覧後不要となった仕様書・図面は、監督職員(控)として、工事監督・設計変更作業等に有効利用する。